(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の 確保及び育成を図るため、受注者の労働環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関し必要な事 項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 週休2日制工事 対象期間において、土日にかかわらず4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる工事をいう。
 - (2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間(年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まない。)をいう。
 - (3) 着工日 着工届を受理した日をいう。
 - (4) 竣工日 完成届を受理した日をいう。
 - (5) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
 - (6) 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月毎に、現場閉所日数(降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。)の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
 - (7) 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数(降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。)の割合が 28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
 - (8) 発注者指定型 週休2日制工事の実施について、発注者が取り組むことを指定する方式をいう。 (対象工事)
- 第3条 対象とする工事は、社会的要請などの理由から週休2日制工事の実施が困難と認められる工事を除く工事と する。

(現場閉所の評価)

- 第4条 現場閉所の評価は、<u>次の各号</u>に定める現場の状態によるものとする。この場合において、降雨又は降雪等の自然的な事象により計画外の現場閉所とする場合、現場閉所する日の前日までに監督員へ報告したときは、現場閉所日数に含めることができるものとする。
 - (1) 月単位の4週8休以上
 - (2) 通期の4週8休以上

(発注方式)

第5条 週休2日制工事の発注方式は、発注者指定型とする。

(週休2日制工事の実施)

- 第6条 受注者は、週休2日制工事を実施するに当たり、施工計画書に休日取得計画書(任意様式であり、現場閉所等の計画の記載があるもの。)を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告するものとする。
- 2 受注者は、公衆の見易い場所に週休2日制工事である旨が分かるよう次に掲げる事項を明示するものとする。この場合において、明示する表示物の大きさは、日本産業規格のA3判以上とする。
 - (1) 本工事が週休2日制工事であること。
 - (2) 発注者名
 - (3) 受注者名
 - (4) 上記以外に週休2日制工事の実施により受注者の労働環境の改善の推進につながると認められること。
- 3 受注者は、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所日までに監督員に報告するものとする。
- 4 受注者は、週休2日制工事を実施する場合において、天候不良その他の不測の事態によりやむを得ず予定している休日に作業を行う必要が発生したときは、作業を行う日の前後6日以内に振り替えることができるものとする。
- 5 監督員は、緊急を要する工事その他やむを得ない場合を除き、休日の前日等において、休日中の作業が発生するおそれのある指示を行ってはならない。

(履行実績の確認)

- 第7条 受注者は、週休2日制工事における月ごとの実施状況について、休日取得実施書(任意様式であり、現場閉所等の計画及び履行実績並びに現場閉所率の実績の記載があるもの。以下同じ。)を会津美里町工事請負契約約款(平成17年会津美里町告示第154号)第11条に規定する履行報告の際に提出し監督員に報告するものとする。この場合において、監督員から作業日報、出勤簿等の提示を求められたときは、提示しなければならない。
- 2 受注者は、週休2日制工事の対象期間における履行実績について記載した休日取得実施書を竣工日までに提出するものとする。

3 監督員は、<u>第1項</u>の規定により受注者から提出された週休2日制工事の実施状況により、休日が適切に取得されているかどうかについて確認するとともに、受注者に対し週休2日制工事の適正な実施の確保に必要な事項等を説明しなければならない。

(発注者の配慮)

- 第8条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるよう次に掲げる事項に配慮するものとする。
 - (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等は行わない。
 - (2) 受注者からの協議等には速やかに対応する。この場合において、全体工程に影響を与える工事立会又は協議等は、ワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮するとともに、工程(工期)の変更等にも柔軟に対応するものとする。
 - (3) 適切な工期の設定に努めるものとする。この場合において、次に掲げる受注者の責によらない理由により工期の変更が必要となる場合は、発注者と受注者による協議により、適切な工期の変更を行うものとする。
 - ア 工程上の条件に変更が生じた場合
 - イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

- 第9条 週休2日制工事における経費の補正は、別に定める補正係数を乗じて行うものとする。この場合において、 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。
- 2 週休2日制工事において工事費を積算する際は、当初設計時に月単位の4週8休以上の補正係数を乗じて積算するものとする。
- 3 対象工事の履行状況が月単位の4週8休以上を達成しなかった場合、履行実績に応じ、減額する変更を行うものとする。

(発注手続)

第10条 週休2日制工事の対象である工事を発注する場合は、発注者は、週休2日制工事の対象であることをあらか じめ入札公告等で明示するものとする。

(調査等への協力)

第11条 受注者は、週休2日制工事の効果や課題を整理するとともに、週休2日制工事の完了後は、発注者が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

(実施証明書)

- 第12条 週休2日制工事を実施し、証明書の発行を希望する受注者は、竣工検査に合格後、「週休2日制工事実施証明書」発行申請書(<u>様式第1号</u>)に必要事項を記入し、発注者へ申請するものとする。
- 2 発注者は、受注者が週休2日制工事を実施したことを認めた場合、週休2日制工事実施証明書(<u>様式第2号</u>)により 週休2日制工事の実施を証明するものとする。

(遵守事項)

第13条 発注者は、週休2日制工事を円滑かつ適正に実施するため、工期に関する基準(令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告)その他関係法令又は通達等を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この訓令の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月2日訓令第19号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津美里町週休2日制工事実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する工事から適用し、同日前までに公告した工事については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月7日訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津美里町週休2日制工事実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に起工する工事から適用し、同日前までに起工した工事については、なお従前の例による。

附 則(令和7年8月29日訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津美里町週休2日制工事実施要綱第9条の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する工事から適用し、同日前までに公告した工事については、なお従前の例による。

様式第1号(第12条関係)

年 月 日

「週休2日制工事実施証明書」発行申請書

会津美里町長

住 所 商号又は名称 代表者の氏名

下記工事について、証明書の発行を申請します。

記

エ	事者	番 爿	号 •	J	. 픽	事 名								
エ		事		筃		所								
発		注		種		別								
契	糸	J	年		月	日				年	J	1	日	
エ						期	着手				年	月		日
							完成				年	月		日
竣		工.		検		查				年	J.	J	日	
発	行を	希!	望す	る	証	明書	週休2日制工事実施証明書							

様式第2号(第12条関係)

年 月 日

週休2日制工事実施証明書

(受注者名) 様

会津美里町長

下記工事について、週休2日制工事の実施を証明します。

記

エ	事番号	· 工事	名						
I	事	箇	所						
発	注	種	別						
契	約	年 月	日			年	月	日	
エ			期	着手			年	月	日
				完成			年	月	日
竣	工	検	查			年	月	日	
達	成	区	分		8休を達成した 8休を達成した				

会津美里町週休2日制工事実施要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表(参考資料)

改正後	改正前
(経費の補正)	(経費の補正)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 週休2日制工事において工事費を積算する際は、当初設計時に月単位の4週8休以上の補正係数を乗じて積算するものとする。	2 週休2日制工事において工事費を積算する際は、当初設計時に月単位の4週8休以 上の補正係数を乗じて積算するものとする。
3 対象工事の履行状況が月単位の4週8休以上を達成しなかった場合、 <u>履行実績に応じ、</u> 減額する変更を行	3 対象工事の履行状況が月単位の4週8休以上を達成しなかった場合、 <u>又は通期の4</u> 週8休以上を達成しなかった場合、前項の規定による補正相当額を減額する変更を行
うものとする。	うものとする。
	4 前3項の規定にかかわらず、農林土木工事については、当初設計時に通期の4週8 休以上の補正係数を乗じて積算し、通期の4週8休以上を達成しなかった場合、補正 相当額を減額する変更を行うものとする。